

令和5年7月19日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通TEL073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年6月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るものについて、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	2
職員等	0
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
面談	0
電話	0
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)・・・監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
<p>①～⑮について、A課の職員が、公文書開示事務に際し、複数の不正行為を行った。</p> <p>①開示文書の枚数について、事実と異なる内容の教示をした。</p> <p>②CD-Rで提供できる旨の事前案内をしなかった。</p> <p>③開示決定通知書では紙原本の写しを交付すべきところ、PDFからの写しを交付した。</p> <p>④原本と異なる文書の写しを故意に作成したのは公文書の変造に当たる行為。</p> <p>⑤④の写しが過失によって作成されたとしても公文書の変造に当たる。</p> <p>⑥④は不正行為に当たる。</p> <p>⑦④の開示にあたり、原本の閲覧を認めなかった。</p> <p>⑧④の原本の記載内容について、虚偽の説明をした。</p> <p>⑨④の写しの交付の際、担当職員は写しと原本の同一性を確認しなかった。</p> <p>⑩担当者的上司は公文書開示にかかる起案文書において、開示文書の原本と写しの同一性を確認しなかった。</p> <p>⑪担当者的上司は不正行為を行った担当者に対応を委ねている。</p> <p>⑫④について、コピー機の再現確認に応じない。</p> <p>⑬④により、通報者に開示手数料分の損害を与えた。</p> <p>⑭⑬について、手数料20円の返金で済む話ではない。</p> <p>⑮④について、謝罪以外は何の対応もしておらず、不作為状態である。</p>	調査中
<p>⑯～⑱について、B課の担当職員は、公文書開示事務に際し、複数の不正行為を行った。</p> <p>⑯担当職員は、A課が開示した文書の写しと原本との同一性を確認しなかった。</p> <p>⑰担当職員は、A課が開示した文書の写しと原本の同一性の確認を通報者が要請したが応じなかった。</p> <p>⑱担当職員は、知事印押印審査時に、A課が開示した文書の写しと原本の同一性を確認しなかった。</p>	
<p>⑲A課の副課長は開示決定通知書に割印する際に、写しと原本の同一性を確認しなかった。不正行為である。</p> <p>⑳当該公文書開示に関連して不正行為を行った職員を懲戒処分せよ。</p>	

① ～ ③③	<p>⑲～⑳について、C課の担当職員は、複数の不正行為を行った。</p> <p>⑲担当職員は、申請者から、当該公文書開示にかかる不正行為についての苦情を聴取したにもかかわらず、調査を怠った。</p> <p>⑳担当職員は、当該公文書開示にかかる不正行為について通報を受けていたにもかかわらず、不正行為等通報として扱わなかった。</p> <p>㉑担当職員は、当該公文書開示にかかる不正行為について、何の調査もしないまま、処分しない旨を告げた。</p> <p>㉒担当職員は、通報者が過去に申し出た電話対応記録を確認するように求めたにもかかわらず、これに応じなかった。</p> <p>㉓③について、B課担当職員は、A課担当職員が行った開示方法を是正するよう促すことはできないと説明した。現状の体制では誤った事務処理の再発は防げないと思われることから、県庁内に諮問委員会を設置し、開示決定通知書と異なる方法で文書を交付した場合は諮問を請求できる旨を開示決定通知書内に教示できるようにせよ。</p> <p>㉔A課担当職員は、道路管理瑕疵による事故処理について不作為の状態である。</p> <p>㉕～㉗について、A課担当職員と振興局担当職員は、道路管理瑕疵の事故処理について複数の不正行為を行った。</p> <p>㉕職員は、「瑕疵の有無は私の一存で決める。私は瑕疵を認めない」と回答した。</p> <p>㉖職員は、瑕疵の有無の判断が遅い。</p> <p>㉗職員は、通報者が事務処理に必要な書類原本を県に提出した際、預かり証を発行するよう求めたが応じなかった。また、複写での提出も拒否され原本が手元にない。</p> <p>㉘職員は、損害額の算定に必要なであるとして、過剰な書面の提出を求めてきた。</p> <p>㉙事故対応窓口を振興局としながら委任が遅く、解決の妨げになっている。</p> <p>㉚職員から損害額の算定のために事故当時の勤務先の給与明細の提出を求められたが、所持していないと伝え、現在の勤務先の給与明細を提出するよう言われた。公平公正な損害額を算出できない。</p> <p>㉛職員に提出先を保険会社とする預かり書の交付を求めたが応じなかった。また休業損害証明書を提出した際、3枚のうち2枚しか複写しなかった。休業損害額を算定するためには、3枚全て必要なはずで不可解だ。</p>	調査中
③④	A課の副課長は、正当な理由なく公文書の開示決定等期限延長の決裁をした。情報公開条例に違反している。	調査中
③⑤	管理職職員による、部下への無駄な資料の膨大な要求や、資料のあら探しなどにより、部下が疲弊している。	匿名の通報で具体的な情報がないため、不受理とした。
③⑥	労働基準監督署の対応に疑問がある。	所管外のため、不受理とした。
③⑦	ある市の「警戒レベル4避難指示発令」の緊急速報メールが楽天モバイル向けに配信されていない。土砂災害警戒情報の緊急速報メールも配信されていない。	避難指示や土砂災害警戒情報の緊急速報メール配信は、原則、各市町村から送られるものであるため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	34	①～③③、③④
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	3	③⑤③⑥③⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	0	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3) 調査を継続中としたもの	34	①～③③、③④
(4) 不受理としたもの	3	③⑤③⑥③⑦

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものはありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	0
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	4

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	小・中学校時代に、担任の先生に不適切な指導を受けた。	当該教員の在籍校の設置者である市町村教育委員会に回付し調査させた結果、事実は確認できなかったとの報告があった。
②	ある小学校の教員らがプール掃除中に、大きな声を出していたため、迷惑だった。	当該教員らの在籍校の設置者である市町村教育委員会に回付し、調査対応させた結果、一部事実が認められたため、適切に対処させた。
③	ある県立高校の教員が部活動を私物化していると受け取れる内容の文書を保護者に送付した。	調査の結果、通報内容は確認できなかった。部活動において、生徒・保護者の誤解を招かないように対応していくことを当該校の校長に指示した。
④	著書で体罰を推奨している者が演者となっている講演会を、和歌山県教育委員会等が後援したことや、後援を遡って取り消さないことは、不正である。	調査の結果、不正は認められなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4	①②③④
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	0	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	③④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	2	①②

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。